

国際ロータリー第2510地区財団学友会会則

第1条(名称) この会の名称を「国際ロータリー第2510地区財団学友会」とし、略称を「ロータリー財団学友会」又は「財団学友会」とする。

第2条(目的) 本会は、国際ロータリー第2510地区の学友同士ならびに学友とロータリアンとの親睦を促進し、また学友会ならびにロータリーの発展に資することを目的とする。

第3条(活動) 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 総会および例会の開催
- 2 会報の発行
- 3 学友予定者への情報提供
- 4 ロータリー諸行事への参加
- 5 他地区学友会その他の団体との交流
- 6 その他

第4条(会員等) 本地区の学友を正会員とし、本地区のロータリークラブを賛助会員とする。また本地区のロータリアン及び学友若干名に顧問を委嘱する。

第5条(総会) 総会は年1回、会長が正会員を招集して開催される。次の事項を審議し、出席者の過半数の賛成により可決する。

- 1 今年度活動報告と次年度活動計画
- 2 今年度会計報告と次年度予算
- 3 次年度役員を選出と承認
- 4 会則の改正
- 5 その他

第6条(例会) 本会の活動を促進し、また会員相互の親睦を図るため、例会を定期的で開催する。

第7条(役員会) 役員会は役員により構成され、随時開催して本会の運営に当たる。役員は、会長1名、副会長2名、幹事長1名、幹事若干名、会計1名とする。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条(運営経費) 本会の運営経費は、正会員及び賛助会員等の賛助金(1口1,000円)その他を充てる。

第9条(学友委員会) 本会は、国際ロータリー第2510地区財団学友委員会と連携して活動する。

第10条(事務所) 本会の事務所を、当該年度の国際ロータリー第2510地区ガバナー事務所に置く。

第11条(年度) 本会の年度は、7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

付則1 本会則に定めのない事項については、総会または役員会において別に定める。

付則2 本会則は、2001年5月20日から発効する。

2002年7月27日一部改正

2006年9月 2日一部改正